大阪の成長を、関西・日本の未来へ。

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会だより

～ 協議の内容を 分かりやすく お知らせ ～

〔第4号〕 令和8年（2026年）11月19日発行



本号のポイント



1.特別区の名称、本庁舎の位置



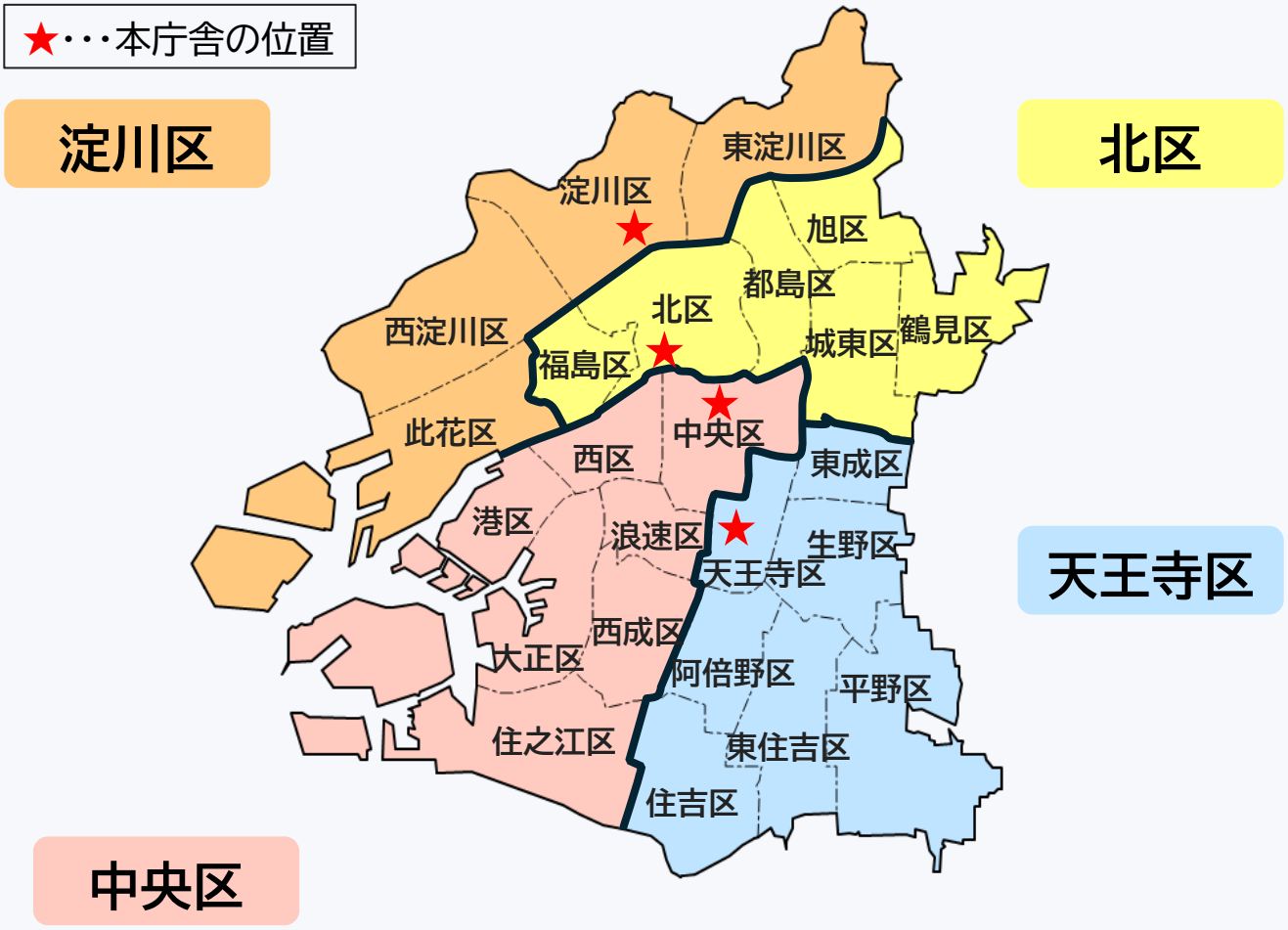
2.町の名称

1.特別区の名称、本庁舎の位置

特別区の名称は、住民に親しみやすく、わかりやすいものとなるよう、簡潔なものとします。

特別区の本庁舎は、本庁舎としての不可欠な機能が集約できることや住民の利便性などを考慮し、選定しています。

★・・・本庁舎の位置



特別区の名称	現行政区	本庁舎の位置
淀　川　区	此花区、西淀川区、淀川区、東淀川区	現　淀川区役所
北　区	北区、都島区、福島区、旭区、城東区、鶴見区	現　大阪市本庁舎（中之島庁舎）
中　央　区	中央区、西区、港区、大正区、浪速区、住之江区、西成区	現　中央区役所
天　王　寺　区	天王寺区、東成区、生野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区	現　天王寺区役所

2.町の名称

特別区を設置することとなった場合、その前日までに、下記の取扱いの考え方（案）をもとに、住民の皆さんの意見をお聴きし、大阪市長が定めます。

町名について
詳しくはこちら

取扱いの考え方（案）

現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があるため、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間に、現在の行政区名を挿入することを原則とします。

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	－	□□○○町×丁目	×番	×号

△△は特別区の名称

次の場合は、例外として、現在の行政区名を挿入しないこととします。

① 特別区名と同一となる現在の淀川区・北区・中央区・天王寺区
② 方位と混同されやすい西区
③ 行政区名と同じ漢字表記が連続する場合

詳しい情報はホームページでご確認ください

◆協議会で協議中であり、確定したものではありません。
◆協定書の作成に向けて、引き続き協議が行われます。

発行・編集／副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会
電話番号 06-6208-9747 FAX番号 06-6202-9355